

## 防犯指導員設置及び活動要領

### 第1 趣 旨

この要領は、地域住民による地域安全活動のうち街頭活動などの中心となる防犯指導員(以下「指導員」という。)の設置及び活動について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 委嘱の基準

指導員は、当該市町村に居住する者のうちから概ね自治会及び町内会ごとに1名以上とし、次の事項を考慮して委嘱するものとする。

- (1) 人格、識見を有し、社会的信望のある者。
- (2) 地域の活動に熱意があって、時間的余裕のある者。
- (3) おおむね60歳以下で行動力のある者。

### 第3 自治会及び町内会の方面制

地区防犯協会(組合)長は、警察署の交番、駐在所ブロック制に準じて、自治会、町内会及び区を方面制に区分するものとする。

### 第4 防犯指導員連絡協議会及び役員の配置

地区防犯協会(組合)長は、「防犯指導員連絡協議会」を設置し、同協議会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 方面別責任者 1名

### 第5 指導員の委嘱

#### 1 推薦者

自治会長及び町会長又は区長が、地区防犯協会(組合)長に推薦する。

#### 2 委嘱者

地区防犯協会(組合)長が、警察署長と協議し、連名で委嘱する。

### 第6 会長、副会長及び方面責任者の任命

#### 1 会長の任命

- (1) 任命 指導員のうちから会長としてふさわしい者を任命する。

(2) 任命者

地区防犯協会(組合)長が、警察署長と協議し、連名で任命する。

2 副会長の任命

(1) 任 命

指導員のうちから副会長としてふさわしい者を任命する。

(2) 任命者

会長が地区防犯協会(組合)長及び警察署長と協議し、任命する。

3 方面責任者の任命

(1) 任 命

方面別区域内の指導員のうちから任命する。

(2) 任命者

会長が方面毎に指導員の互選により選出された者を任命する。

第7 任 期

1 会長、副会長、方面責任者及び指導員の任期

原則として、2年とする。ただし、再任することができる。

2 後任者の委嘱(任命)

(1) 地区防犯協会(組合)長は、指導員及び会長が任期満了前に辞任若しくは任期が満了したときは、後任者を委嘱(任命)しなければならない。また、会長は副会長及び方面責任者が任期満了前に辞任等したときは、後任者を任命しなければならない。

(2) 任命者の任期は、前任者の在任期間とする。

(3) 前任者は、後任者が委嘱(任命)されるまでの間は任務を継続するものとする。

第8 解 任

地区防犯協会(組合)長は、指導員及び会長並びに副会長、方面責任者にその職にふさわしくない非行のあったときは、警察署長と協議し、解任することができる。ただし、副会長、方面責任者の解任は、任命者である会長とする。

第9 委嘱状(任命証)及び防犯指導員証等の交付

1 委嘱状及び防犯指導員証等の交付

地区防犯協会(組合)長は、指導員を委嘱したときは、警察署長

との連名により委嘱状(様式1)及び防犯指導員証(様式2)並びに防犯指導員徽章(別図)、防犯指導員腕章(別図)を交付するものとする。

## 2 任命証の交付

地区防犯協会(組合)長は、会長を任命したときは、警察署長との連名により任命証(様式3)を交付するものとする。

## 3 委嘱状等の返納

会長及び指導員は、辞任若しくは任期満了し、または、解任されたときは、委嘱状(任命証)及び防犯指導員証並びに徽章、防犯腕章を返納交付するものとする。

# 第10 会長、副会長、方面責任者及び指導員の任務

## 1 会長の任務

- (1) 方面責任者の取りまとめ及び地域安全対策等が必要な犯罪等が発生した場合における対策会議等の隨時開催
- (2) 地区防犯協会(組合)、警察署等との連絡・調整
- (3) 区域内の関係機関・団体との連絡調整

## 2 副会長の任務

副会長は、会長を補佐し、会長が任務を遂行できないときは会長の任務を代行するものとする。

## 3 副会長の任務

- (1) 区域内の指導員との連絡・調整及び指導・啓発
- (2) 区域内の指導員からの意見、要望の集約
- (3) 区域内での諸問題に対処するための対策会議等の隨時開催
- (4) 区域内での防犯パトロール、防犯座談会、防犯教室、その他必要な地域安全活動に係る推進計画の策定

## 4 指導員の任務

指導員は、地区防犯協会(組合)、自治体、警察、地域防犯連絡所、その他防犯関係機関との緊密な連携のもとに、その分担区域において概ね次の活動を行うものとする。

- (1) 区域内の指導員との連絡・調整及び指導・啓発
- (2) 区域内の指導員からの意見、要望の集約

- (3) 区域内での諸問題に対処するための対策会議等の隨時開催
- (4) 区域内での防犯パトロール、防犯座談会、防犯教室、その他必要な地域安全活動に係る推進計画の策定

#### 第 11 研 修

地区防犯協会(組合)長は、警察署長と協力し、概ね年2回指導員研修会を行うものとする。

#### 第 12 遵守事項

指導員は、活動にあたって次の事項を遵守しなければならない。

##### (1) 秘密の保持

地域安全活動上知り得た個人の秘密を他人に漏らしてはならない。

##### (2) 身分証の携帯・呈示

防犯指導員証を携帯(徽章の着装)し、身分証の呈示を求められた場合には呈示しなければならない。

##### (3) 地域安全活動に関する知識の修得

あらゆる機会をとらえ、自己の研さん勤めるものとする。

#### 第 13 保 証

指導員は、「団体総合補償保険」に加入するものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成6年7月1日から施行する。
- 2 昭和48年6月1日施行の「防犯指導員設置および活動基準」はこれを廃止する。